

課長	課長補佐	係長	担当	係員

固定資産「相続人代表者指定届」兼「現所有者申告書」

年 月 日

阿蘇市長様

届出人

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表を下記のとおり届け出ます。また、この代表者を阿蘇市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3の規定による「現所有者」の代表とすることをあわせて申告します。

被相続人 (お亡くなりになられた方)	ふりがな		生年月日		
	氏名		年 月 日		
	住所				
	死亡年月日	年 月 日			
相続人 (現所有者) の代表者	ふりがな		相続人(現所有者)代表者の生年月日		
	氏名		年 月 日		
	住所				
	電話番号		被相続人との続柄		
所有する 土地	所在地番		地目	面積(m ²)	
	阿蘇市			m ²	
	阿蘇市			m ²	
	阿蘇市			m ²	
所有する 家屋	所在地番		構造	種類	床面積(m ²)
	阿蘇市				m ²
	阿蘇市				m ²
	阿蘇市				m ²
<input type="checkbox"/> 被相続人に係る全ての固定資産			<input type="checkbox"/> 別紙添付資料のとおり		

※市処理欄

口座（有・無）	管理人設定（有・無）
設定日： 年 月 日	設定日： 年 月 日

※裏面あり

代表者以外の 相続人 (現所有者)	氏 名	住 所	被相続人との 続柄
備 考			受付印

●留意事項

- 1 本申告書は不動産登記法の相続登記とは一切関係ありません。相続登記は法務局での手続きとなりますので、詳しくは法務局へお尋ねください。(熊本地方務局阿蘇大津支局 電話：096-293-2272)
- 2 相続登記をされた場合は申告の必要はありません。
- 3 相続放棄をされた方は申告の必要はありません。

●お問い合わせ先

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

阿蘇市総務部税務課資産税係

電話：0967-22-3148 (直通)